


障害児支援（通所・入所共通）  
に係る報酬・基準について  
《論点等》

# 児童発達支援管理責任者の評価のあり方について

## 現状・課題

- 児童発達支援管理責任者については、指定基準上、1人以上は専任かつ常勤でなければならないとしている。
- 一方、児童発達支援管理責任者の評価については、基本報酬ではなく、児童発達支援管理責任者専任加算により評価をしている。
- また、児童発達支援管理責任者の資格要件については、平成29年4月から、実務経験のうち障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須とすることとした。(既存の事業所等については1年間の経過措置)

## 論 点

- 児童発達支援管理責任者の評価のあり方についてどう考えるか。  

- 児童発達支援管理責任者については、1人以上専任かつ常勤で配置することが必要であるため、資格要件の経過措置の終了と合わせ、基本報酬において評価をすることを検討してはどうか。

# 「児童発達支援管理責任者」について

## 児童発達支援管理責任者の概要

- 児童福祉法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、児童発達支援管理責任者の配置を義務付け。
- 児童発達支援管理責任者は、以下の役割を担う。
  - ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
  - ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割

## 児童発達支援管理責任者の要件

- 児童発達支援管理責任者の要件については、
  - ① 実務経験(障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3~10年))
    - ※ うち3年以上は障害者・児童・障害児に対する実務が必要(平成29年4月1日以降)
  - ② 研修修了
    - ・ 相談支援従事者初任者研修(講義)(11.5時間)
    - ・ 児童発達支援管理責任者研修(講義及び演習)(19時間)
- ※ 研修終了者数(平成18年度~平成27年度) 26,284人

## 児童発達支援管理責任者の配置基準

- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所ごとに、
  - ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援:1人以上

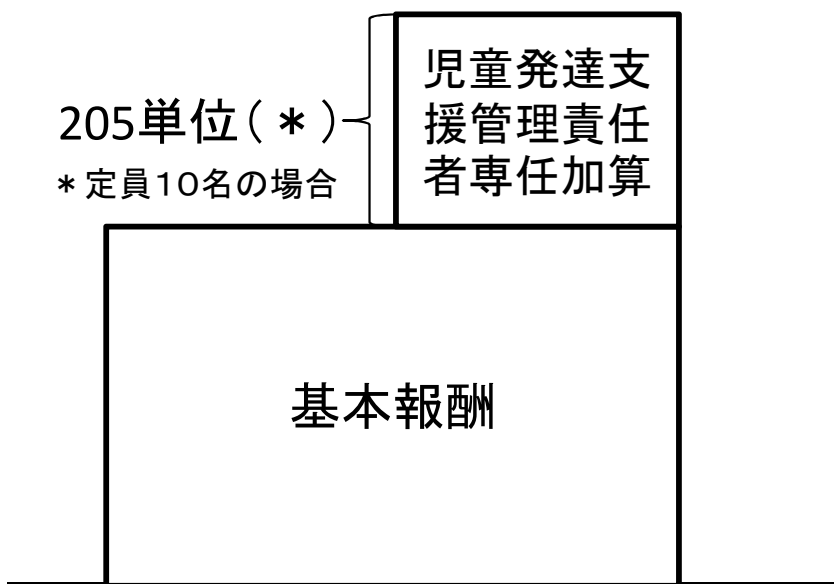
# 児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲		児童発達支援管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
<p><b>①相談支援業務</b></p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p><b>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</b></p>	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）	
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等※1を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
	学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
	乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者		
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	<b>②直接支援業務</b>	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）
	入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導	障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		学校に従事する者	
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者	
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
<b>③有資格者等</b>	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者	5年以上 （かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上）	
	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者 （国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

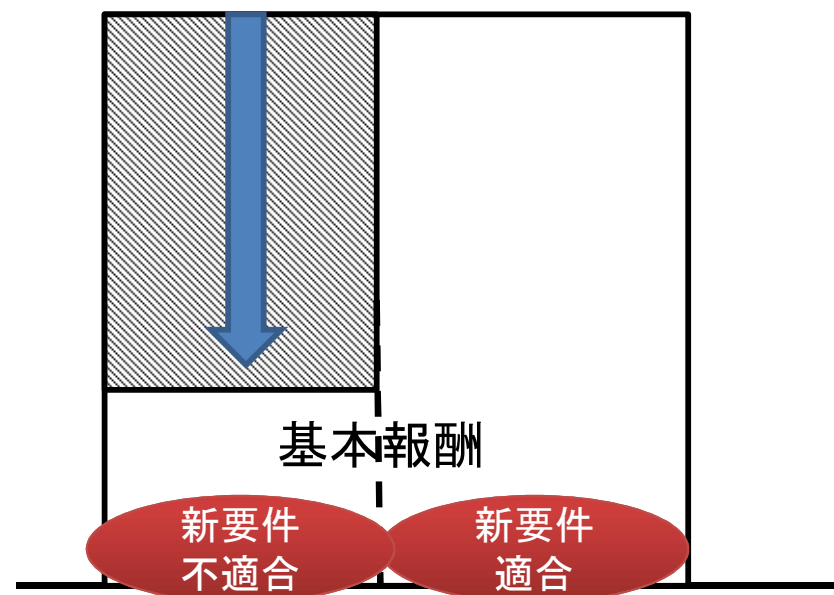
# 児童発達支援管理責任者専任加算の見直し案(イメージ)

現 行



※人員配置基準上、専任が要件であるにも関わらず、加算対象となっている。  
※児童発達支援管理責任者の要件強化に係る経過措置はH30.3まで。

見直し案



※要件強化後の新要件に適合する児童発達支援管理責任者を配置する場合、従来の加算分を含めて基本報酬で評価。  
※新要件に適合しない場合には、人員欠如減算の対象となる。